

クリーンウッド法の一部改正による合法性の確認の義務化について

一般社団法人群馬県木材組合連合会

1 概要

違法伐採対策については、国が示したガイドラインに基づき、当連合会において行動規範を定め、合法的に伐採された木材の流通に取り組んできました。

加えて、平成28年に合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号。通称「クリーンウッド法」。）が施行され、さらに、令和7年4月1日からは合法性の確認を義務化した改正法が施行されます。

2 改正法における事業者の義務

① 素材生産販売事業者は、合法性の確認に資する情報を提供する義務

素材生産販売事業者・・・立木を伐採して販売する権限を有している事業者

合法性の確認に資する情報・・・民有林：森林経営計画、伐採許可書 等

国有林：立木売買契約書 等

② 第1種木材関連事業者は、合法性の確認を行う義務

第1種木材関連事業者・・・素材生産販売事業者から原木を買い受ける者

合法性の確認・・・素材生産販売事業者から合法性の情報を取得し確認

さらに、第1種木材関連事業者は、第2種木材関連事業者に確認した情報を伝達する義務

第2種木材関連事業者・・・第1種木材関連事業者から原木又は製品を買い受ける者

確認した情報を伝達・・・樹種、産地（都道府県名）、合法性を確認した書類名

合法性が確認できなかった場合も「合法性確認木材ではない」旨を伝達する。

③ 第2種木材関連事業者は、第1種木材関連事業者からの情報をそのまま次の事業者へ伝達する努力義務

合法性が確認された木材 → 合法性が確認された木材である旨を伝達する。

合法性が確認できなかった木材 → 合法性確認木材ではない旨を伝達する。

3 具体的な対応

- ① 素材生産販売事業者 → 立木を伐採して売り払うときに森林経営計画、伐採許可書、立木売買契約書等の情報を提供。
- ② 第1種木材関連事業者 → 素材生産販売事業者から丸太を買い受けたときに合法性が確認できる情報取得し、第2種木材関連事業者に売り渡すときに、確認結果の情報を伝達。
- ③ 第2種木材関連事業者 → 第1種木材関連事業者から伝達された情報をそのまま次の事業者に伝達。（努力義務）

4 素材生産販売事業者、第1種木材関連事業者、第2種木材関連事業者の考え方

林野庁説明会資料から抜粋

義務対象の考え方 国産材の場合

- (1)原木市場等の素材流通事業者、山元から「直送」を受ける製材工場、加工まで行う樹木の所有者等、国内市場に木材を最初に流通させる者が第1種事業者
(2)第1種事業者に素材の譲渡し(委託を含む)を行う者が素材生産販売事業者

類型		素材生産販売事業者になり得る者		第1種事業者になり得る者		第2種事業者
類型の解説	樹木の所有者	伐採者	流通・販売者	加工者		
① 自伐タイプ	・樹木の所有者が、伐採と販売の両方を行う場合	自伐林家、立木買いの素材生産事業者		原木市場、流通事業者(ブローカー)	製材工場等	製材工場、流通事業者、建築事業者等
② 伐採・販売請負タイプ	・樹木の所有者が、同一の事業者に伐採から販売まで委託する場合	森林所有者、立木購入者 委託	伐採～販売まで一環で請負う事業者	原木市場、流通事業者(ブローカー)	製材工場等	製材工場、流通事業者、建築事業者等
③ 自社林所有工場タイプ	・樹木の所有者が、伐採と販売のいずれも行い、加工まで行う場合	自社林を有する製材工場等				製材工場、流通事業者、建築事業者等